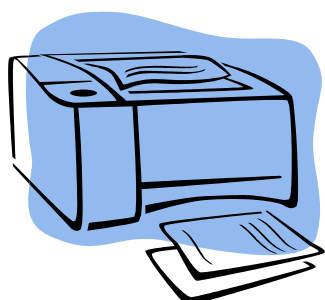


平成19年度税制改正 ～ リース取引 ～

平成19年度税制改正では、所有権移転外ファイナンス・リース取引を「売買取引」とみなすこととされました。

ファイナンス・リースとは、リース期間内の解約ができない通常のリース取引のこと。そして所有権移転外ファイナンス・リースとは、(1).リース期間終了後(中途)で所有権が借り手に移転される、(2).リース物件が特別仕様で他への転用が困難。(3).リース期間終了後(中途)で割安購入選択権の行使が確実に予想されるなどの要件のいずれかに該当するファイナンス・リースのことです。

所有権移転外ファイナンス・リースの場合、現行の税務では通常、賃貸借取引として処理します。請求されたリース料は賃借料として処理すれば良かったわけです。これが「売買取引」とみなされることになると、一旦、リース資産として資産に計上し、その上で減価償却処理を実施することになりますから、処理は少し面倒です。ただ、この際の減価償却は、償却期間をリース期間とし、残存価額を0とする「リース定額法」で行うこととなりますので、各期ごとの必要経費の額は賃貸借取引とほぼ同じになります。



このような改正がされる理由は国際的な基準がそうだからです。現実的に、リース設備等は購入設備等と同じように扱われています。それなのに、リースと購入で資産の額が異なるのは、財務評価上フェアではないからです。

ただし、同大綱では、「賃借料として経理した場合は、これを償却費として取り扱うこと」とされています。また、企業会計基準委員会が公表している「リース取引に関する会計基準(案)」でも、300万円未満の少額リースについては賃貸借取引にできることになっており、この辺りがどのように手当てされるか、今後の進展が注目されます。

地方への税源委譲で見直された住宅ローン減税

平成19年度税制改正大綱では、いわゆる住宅ローン減税に特例が用意されました。具体的には、控除期間を15年(従来は10年)に伸ばし、控除率を1～10年目0.6%、10～15年目0.4%とすることができる特例で、住宅ローン控除との選択適用です。

このような特例が用意されるのは、平成18年度税制改正で国税から地方税への税源委譲が図られ、今年分から所得税額が減り、住民税額が増えることになったからです。住宅ローン減税では所得税額が減税額の上限のため、所得税額が減ると減税額の上限も減ってしまうことになるのです。

しかし、上限いっぱいの特例を受けられる場合、どちらにしても所得税額は0になります。一見、影響が無いようにも思えるのですが、所得税額(=減税額の上限)が下がった分だけ住民税は上がるのです。

極端なケースで試算してみると、年間25万円の住宅ローン減税を受けられる場合で、

お知らせ

次号のInsight Review(Vol.21)は、業務上の都合により1ヶ月のお休みをいただき、平成19年4月1日の発行を予定しています。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。



所得税額が25万円となる標準家庭(給与年収約600万円、夫婦+子供2人、他に控除がない場合)では、9万円近く年税額が上がってしまうことになります。

平成18年度税制改正では、平成18年以前の入居者に限って、この差額を住民税から控除できる仕組みが導入されましたが、平成19年以降の入居者には手当がされませんでした。

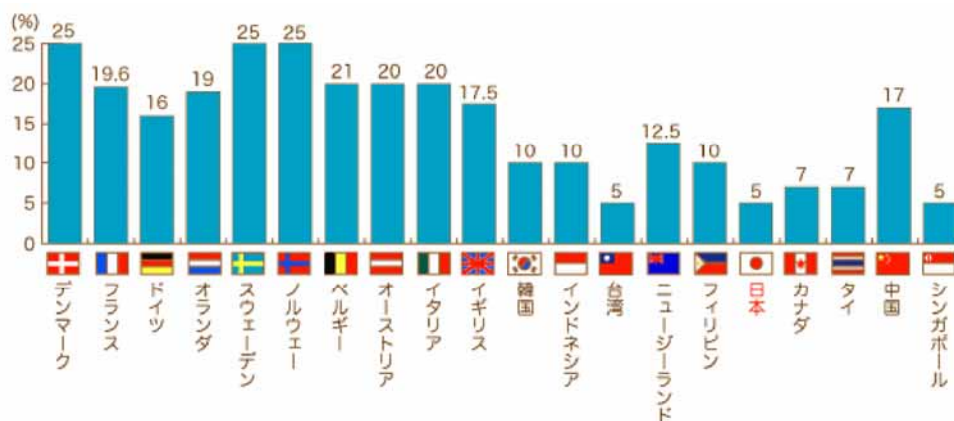
そこで、平成19年度税制改正大綱では、控除期間を伸ばして控除率を低くすることで、減税額の総額に差額が発生しにくい特例が導入されることになったのです。

住宅ローン減税と同特例のどちらが有利かはケースバイケースですが、比較的年収が少ない家庭の場合には特例を利用した方が有利になるようです。なお、住宅ローン控除は平成20年までの時限措置です。

消費税率の国際比較

毎年、税制改正時に話題となるのが消費税。現在の5%の税率を、今後不足が予測される年金財源等に充当するためにアップさせることが検討されています。ただし現在のところは他の税収が好調なことや景気の腰折れを懸念して先送りされています。遅かれ早かれいずれはアップすることになるとは思われますが、まずはその税収の使い方についてはムダのないようにして欲しいですね。

それから、日本以外の各国でも100以上の国々で消費税(付加価値税)が導入されています。参考までに、主な国の税率をご紹介しますと日本はまだまだ低いことが理解いただけると思います。ということは、これから税率が相当に上がる可能性が高いということになるのでしょうか。



One Point

商品券の売上計上について

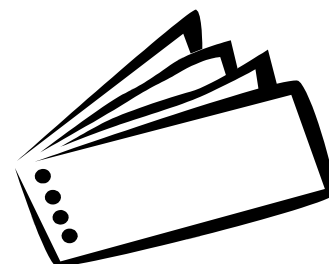
商品券とは、「券面に記載された一定金額の商品を提供してもらう権利のある有価証券」のこと。商品切手ともいい、「お食事券」や「お買い物券」のように主にギフトなどの贈答用として使われています。

商品券は誰でも発行できますが、一応、有価証券の一種ですから全く規制が無いというわけではありません。「前払式証券の規制等に関する法律」には、商品券の未使用残高によって、帳簿書類の作成、保存や財務(支)局長への未使用残高届出、発行保証金の供託などが規定されています。

商品券を発行した場合の経理方法は会社によって異なります。というのも、会計と税法では商品券の売上を上げるタイミングが異なるからです。会計では商品券が使用されたときに売上を上げるのに対し、税法では原則として商品券を発行したときに売上を上げます。つまり、商品券の発行額と使用された額を明らかにしつつ、最終的には商品券の発行額を売上とする経理処理が必要になるわけで、その処理方法が会社の実情によって異なるのです。

ただし、商品券をその発行年度ごとに区分管理するなどの要件を満たせば、あらかじめ所轄税務署長の確認を得ることで、税法上も商品券の使用時に売上を上げることが可能になる特例があります。

クーポン券の場合はさらに注意が必要です。その語源「coupon」(切れ端、切符)の通り、切り離して使えるタイプの割引券や商品引換券、販促品引換券、見本請求券などのことを総称してクーポン券といいます(景表法上は商品引換券や全額割引券をクーポン券とはいいません)。クーポン券の場合、その発行方法や利用方法(効果)などによって処理が異なりますので、それらを明らかにしておく必要があります。



投資信託最新情報 ~ 資産分散ファンドの動向

株式、債券、REITで運用する資産分散ファンドの純資産額が急拡大しています。

今年に入りその規模は、ついに4兆円を超えました。従来から資産分散ファンドには概ね順調な資金流入が見られているものの、その金額の大きさには差があり、純資産額の大きなファンドに資金流入が見られる傾向が続いています。

また、2006年に設定されたもののなかでは、複数運用会社のファンドを組み入れたファンド・オブ・ファンズ(マネジャー・セレクションタイプ)が健闘しました。そこで、設定されたファンドから、資産分散ファンドのトレンドを追ってみましょう。

2005年10月までは国内型分散ファンド(国内株式+国内債券+国内REIT)の組み合わせが多かったのですが、郵政公社の6資産登場とともに、徐々に

6資産分散ファンド(1)が多くなってきました。

さらに、全て外貨建てを意識した資産分散ファンド(国際株式+国際債券+国際REIT)もこの頃から多く設定されています。

そして、2006年に入ると、分散に対する意識の高まりを背景に6資産に加え、商品を組み入れたファンドが複数登場しています。

さて、2006年の傾向としてもうひとつ、各資産の投資対象の違いが鮮明になったことがあげられます。それまでの国内株式の投資対象は好配当株(大型バリュー)が主流でしたが、小型株やグロース株を意識した組み入れとなっているものや、ご当地株など特徴のある銘柄を組み入れたものなどが多く登場。

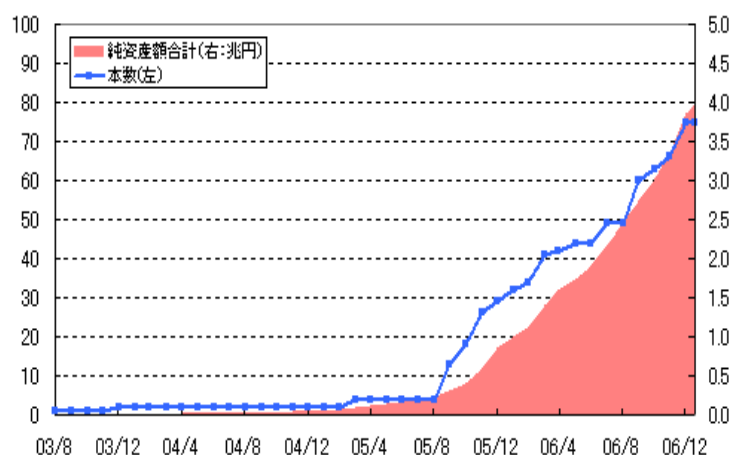
投資対象の幅が広がってきたほか、国際債券は先進国のソブリン債券という投資対象に加え、新興国債券を投資対象に含むファンドが増えてきました。これらは資産分散ファンド以外のファンドにも見られる傾向であることから、各資産の投資対象はファンドが設定される時期のトレンドを反映したものが多くなっています。

資産分散ファンドは、1本で資産や通貨などを配分でき、リバランス(2)の手間も省けるとも便利なファンドですが、これだけ様々なタイプが登場してくると、その投資比率だけではなかなか判断が難しいのが実情といえます。

最初に選択するのであれば、為替リスクの分散に比重の高いタイプにするとか、既に他のファンドを持っている場合は、そのファンドと構成比率が重複しない組み合わせのものを選択するなど、特徴を活かすよう心掛けてはどうでしょうか。

- (1)国内外の株式、債券、不動産投資信託(REIT)の6種類に分散したファンド。
- (2)運用の結果、資産配分が、設定した資産配分から変化した場合に、配分が大きくなったものを売り、配分が小さくなったものを買いなどして、当初設定した資産配分に調整すること。

図表(1)「資産分散ファンド純資産額の推移」



図表(2)「主な資産分散型ファンド」

ファンド名	運用会社	設定日	基準価額 (1/29)	騰落率(%)			純資産 残高
				3カ月	6カ月	1年	
財産3分法 ファンド	日興アセット	2003年 8.5	13,234円	7.7	12.9	13.1	12,938億円
りそな・世界資産 分散ファンド	大和投信	2005年 11.18	10,463円	8.6	19.1	22.0	4,231億円
グローバル 3資産ファンド	三井住友 アセット	2005年 9.30	11,388円	10.0	21.0	23.3	1,648億円
野村世界6資産 分散投信	野村アセット	2005年 10.3	11,219円	4.7	10.5	10.6	2,939億円
SG資産分散 ファンド	ソシエテジェネ ラルアセット	2006年 9.29	10,702円	6.6	-	-	29億円

4月29日は何の日か？

本年の1月1日、「国民の祝日に関する法律」が一部改正されています。

4月29日が新しい祝日である「昭和の日」となり、昨年まで4月29日だった「みどりの日」が5月4日に変わっています。この結果、今年からゴールデンウィーク中の祝日は以下のようになったことをご存知ですか。



- 4月29日：昭和の日
- 5月3日：憲法記念日
- 5月4日：みどりの日
- 5月5日：こどもの日

さらに、国民の祝日が日曜日であった場合の振替休日の取り扱いも変わっています。今回、「みどりの日」が5月4日に移動したことで、初めて祝日が続くことになりました。その結果、祝日が日曜日だった場合にその翌日(月曜日)も祝日となるケースが出てきます。

そこで、今回の改正では、「その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日を休日とする」ことになりました。たとえば、5月3日(憲法記念日)が日曜日だった場合には、5月6日(水曜日)が振替休日になるわけです。

ちなみに「昭和の日」の4月29日は昭和天皇の誕生日。平成元年に天皇誕生日が12月23日に固定されたことにより、4月29日は「みどりの日」とされましたが、今回の改正により「昭和の日」として生まれ変わったこととなります。

なお、「国民の祝日に関する法律」において、「昭和の日」は「激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす」日と定義されています。

確定申告のお知らせ

平成18年度の確定申告が近づいてきました。確定申告をされる方は、お早めにご準備ください。

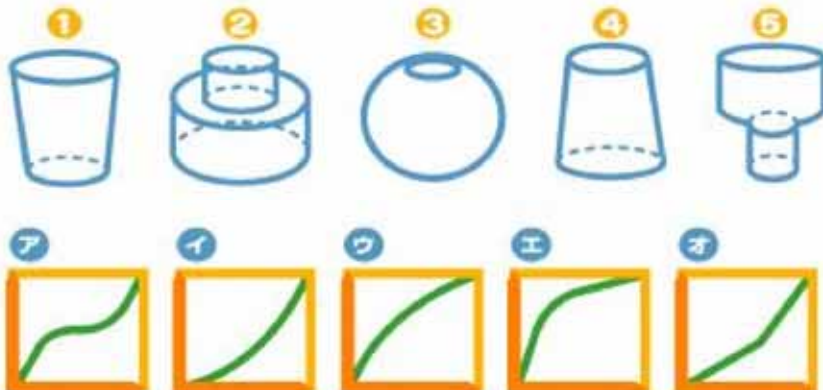
< 確定申告が必要な方 >

- 事業所得や不動産所得がある方
- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与を受けている方で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けている方
- 土地や建物を売却された方
- 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収をされている方は不要です)
- 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます)



頭の体操

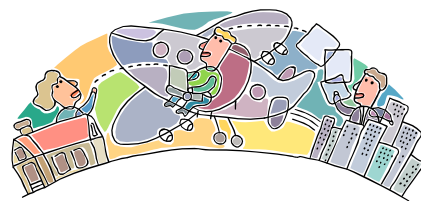
下記の ~ のような5種類の容器に、一定の割合で水を入れました。ア～オのグラフはその水を入れた時間を横軸に、水面の高さを縦軸にしたものです。それぞれの容器に水を入れた様子を表している適当なグラフを選びなさい。



回答はP.5の下部にあります (日能研HPより抜粋)

職場のトラブルQ&A

～懲戒解雇について～



【Q】 今年採用した社員が、この一週間ほど無断欠勤し、連絡が取れなくなりました。会社の就業規則には「無断欠勤が14日間に及んだとき」を懲戒解雇事由として定めています。就業規則に照らして、懲戒解雇としてよいのでしょうか。

【A】 懲戒解雇は企業秩序(規律)違反行為に対する極めて強力な制裁措置であり、労働者にとっては再就職の重大な障害となる不利益を伴います。

従って労働者の行動が、懲戒解雇に相当するほど違反の程度が大きく悪質でなければ、その解雇は無効と解されています。懲戒解雇にするかどうかは、欠勤の理由が「病気なのか」「単なるサボりなのか」、届けなかった理由が「やむを得ない事情があったのか」「単なる怠慢のためなのか」といったことを、総合的に判断する必要があると思います。

また、本人宅を訪問したり、出勤してきたら、前記のことを調査してみてもうかがいましょう。ただ単に「14日間」という規定の日数が経過した事実だけをもって、解雇するのは少し問題があると考えた方が良いでしょう。慎重に扱わないと「懲戒権の濫用」とされかねません。

懲戒処分が有効とされるためには、学説・裁判例上次のような要件が必要とされています。

明確性の原則

懲戒規程(懲戒事由と懲戒の種類・程度)が就業規則等に定められていること。また、根拠規定が設けられる以前の違反に対して適用されてはなりません。さらに、同一の違反に対して2回懲戒処分を行うことは許されません。

相当性の原則

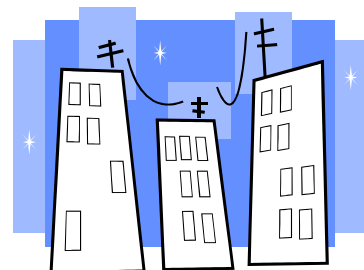
懲戒は、規律違反の種類・程度その他の事情に照らして相当なものでなければなりません。使用者が当該行為や被処分者に関する情状を適切に酌量しないで重すぎる処分を科した場合は、懲戒権を濫用したものと無効になります。

平等取扱いの原則

同じ規定に同じ程度に違反した場合には、これに対する懲戒は同一種類、同一程度でなければなりません。

適正手続の原則

本人に弁明の機会を与えたり、処分に対する不服があればそれを公正に検討するといった手続が必要です。



(参考記事:福井県労働委員会HPより抜粋)

2月度の税務スケジュール

内 容	期 限
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付	納 期 限 2月13日(火)
12月決算法人の確定申告	申 告 期 限 2月28日(水)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 2月28日(水)
6月決算法人の中間申告(半期分)	申 告 期 限 2月28日(水)
法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 2月28日(水)
消費税の年税額が400万円超の3月・6月・9月決算法人の3月ごとの 中間申告	申 告 期 限 2月28日(水)
消費税の年税額が4.800万円超の12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告	申 告 期 限 2月28日(水)
固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付	申 告 期 限 2月28日(水)

「頭の体操」の解答 ウ オ ア イ エ

今月の名言録

心の修練を積む

経営者は、いかに多くの難しい問題について判断を迫られることでしょう。判断の連続が経営者の日常とっていいでしょう。

ことに当たって、「右をとるか、左をとるか」、その判断の難しいことは、有名な経営者であっても、考えあぐねて、占い師を訪れたりすることがあるほどです。

しかし、経営者である限り、日常茶飯、判断を重ねていかざるを得ません。この判断を左右するのが、私たちの心や人生観なのです。

自己本位の人であれば、判断の基準は損得の一点に絞られるでしょう。また、優しい心根の人であれば、情にほだされて、ビジネスの一線を踏みはずすかもしれません。



戦時中、陸海軍を問わず、重責を担った将官クラスの中には、中国の古典に傾倒する人が多かったといえます。人智を超えたところで判断を迫られ、進むべきか退くべきか、神のみぞ知るという切羽つまった状況で命令を下さなければならず、彼らは人間の道について、そのような書に教えを仰ぎ、心の修練を積んだのです。名将と呼ばれる人たちは、自分の心が判断の基準になることを知っていたに違いありません。

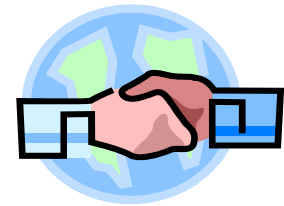
「心を高める、経営を伸ばす」(稲盛和夫著、PHP研究所)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
近藤 裕美

